

○財務省告示第百五十一号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十八年四月二十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年五月十三日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（二十年）（第百五十六回）

二 発行の根拠 法律及びその
の法律及びその
十四号）第四条第一項及び財政
運営に必要な財源の確保を図る
ための公債の発行の特例に関する
法律（平成二十四年法律第百

三 振替法の適用等
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、財務大臣が各国債市場
特別参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「国
債市場特別参加者・第I非価格

四 発行方法

争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、財務大臣が各国債市場
特別参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「国
債市場特別参加者・第I非価格

五

方募

イ

ロ

六

イ

発

入札発競争行	価格競額	入札発競争行	価格競額	・別第II非者	債参加者	行市及場特	争及び国	争入札発	非入札発	者入札発	特・別第I加場	国債参市	入札発競争行	入札発競争行	価格競額	法入決定の
--------	------	--------	------	---------	------	-------	------	------	------	------	---------	------	--------	--------	------	-------

競争入札発行」という。及び
 格競争入札発行」という。及
 後に行われる入札であつた
 務大臣が各国内債市場特
 にごとに応募限度額を定め
 による発行（以下、国債市場
 別参加者・第II非価格競争
 発行と
 う。

各申込みの応募額を割り当てる。各
 当てる。各
 各債市場特別参加者ごとの
 各国債市場特別参加者ごとの
 各申込みの応募額を割り当てる。各
 申込みの応募額を割り当てる。各

額、金額で一兆二千九百
 うち、財政法第四十一条の
 定に基き、発行した利付債
 ついては、金額で五百四十
 四億七千七百五十万圓、
 営に必要なる財源の確保に
 めの公債発行の特例に關す
 法律第三十一条の規定に基

ハ					ロ					イ					ハ					ロ																																																																																												
争入札発	非価格競	者・第II	特参加	国債市場	行	争入札発	非価格競	者・第I	特参加	国債市場	行	争入札発	非価格競	者・第II	特参加	国債市場	行	争入札発	非価格競	者・第I	特参加	国債市場	行	争入札発	非価格競	者・第II	特参加	国債市場	行																																																																																			
八十九億二千七百七万円						九百八十九億千六百四万円						一兆二千九百九十億九千四百五十万						で八十七億円						た利付国債について、額面金額						条第一項の規定に基づき発行し						特別会計に関する法律第四十六						円						いて、額面金額で九百六十四億						に基き発行した利付国債に						関する法律第三十一条の発行の特						財務運営に必要なる財源の確保を						七億七千七百七十万円						ついで、額面金額で五百六十						定に基き発行した利付国債に						する法律第四十六条第一項の規						四千五百万円、特別会計に						は、額面金額で八千九百六十						き発行した利付国債について				

十四 初期 利子	十三 二	十 一 ロ イ 一 発	九 八 振 替 単 位	最 低 額 面 金
期平 と成 し二 、十 次八 の年 算九 式月 に二 よ十 り日 算を 出支 し払	$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.4}{100} \times \frac{36}{365}$ る定 。算 す出 る期 日た に金 に額 払い 込む もの と規	一額 銭面 額金 百の 円そ にれ つぞ きの 百応 二募 円価 六格 十	平す 成る 二。 十整 八年数 四月倍 二十五の 日金額 による も最 の低 と額 の面 金金	五万 円

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.4}{100} \times \frac{36}{365}$$

十五
十六
十七
十八
十九
二十

第二期以後の
第二期以後の
償還金の
償還金の
元利金の
払場所
入札参加
者
払込期日

た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以
下、次号及び第十六号において
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.4}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年三月二十日及び九月二十日
を支払期とし、各支払期におい
て、その日以前六月間に属する
利子を支払う。
平成四十八年三月二十日
額面金額百円につき百円
日本銀行

平成二十八年四月二十五日

財務大臣から通知を受けた者